

中国の法学教育と 司法試験制度改革について

李 正 日

一、中国の大学教育調査と法学教育現状について

1. 中国教育部：《2016年中国大学教育調査報告》の内容

1) 中国国内総生産（GDP）は、1952年には679億人民元でしたが（建国最初の統計である）、1978年には4545億人民元、2015年には67万億人民元（1000倍増）、2016年の全国国内総生産は74.4127万億人民元に達しました（2017年1月20日、中国統計局が公布した数字）。

2) 1949年（中国建国当時）、全国の大学在学学生総数は11.7万人でしたが、1978年には86.7万人、2015年には3700万人に達しました（310倍増）。その数は世界で一位、世界大学在学学生の五人中一人が中国で勉強しているということになります。

大学進学率ですが、1949年の大学進学率は0.26%でしたが、1978年には1.55%、2015年には40%に達しました（150倍増）。2019年にはその進学率が50%を超え、中国は大学教育普及化段階に入ると予想しています。現在中国には2852の大学があり、今まで育成した大学生総数は8400万人に達しました。

建国当時から1978年まで、中国政府は教育部門に対して“統一性”を求めており、大学を含めたすべての教育部門の教育カリキュラムを国が決めてきました（特殊地域は除外）。それで“千校一面、万人同語”と

という言葉が流行するようになりましたが、改革開放以降、中国は教育改革を行い、各大学に一定の自主権利を与えることにしました。それで現在は各大学が各自の特徴（地域の特徴）に合わせて、教育方向を決めています。大学の人材育成方法の面でも、過去の“教育部カリキュラム一本化”から、大学、企業、社会が連携して人材を育成する複合式人材育成方法をとるようになりました。

3) 中国の大学教育に存在する問題

1978年以降、経済発展とともに、中国の各分野で人材に対する需要が急激に増え始めました。その問題を解決する為に中国政府は各地に大学や研究機関を次々と設立しました。そのお蔭で、現在中国には2852の大学があるわけですが、いろいろな問題も抱えています。今中国の教育研究者たちが多く取り上げている問題点をまとめてみると下記の通りです。

(1)大学の学科や専攻の設置がまだ不十分であること；(2)研究レベルや研究成果の実用率が低いこと；(3)教育経費や実践教育資源が不足していること；(4)教師に対する評価面で、授業成果より研究結果を重視していること；(5)大学卒業生の専攻と就職先での仕事内容の関連性が低いこと；(6)授業方法が単調であること等です。

2. 中国法学教育の現状

1)記録によれば、中国の最初の法学教育は春秋時代から始まったようですが、近代意義上の法学教育は清朝末期から始まったといわれています。1905年、清政府は法学教育専門機構《直隸法政学堂》を設立しましたが、これは清朝歴史上初の法学専門教育機構といわれています。

2)1949年以降、中国は前ソ連の法律を踏襲するようになり、法学教育も前ソ連の教育方法をそのまま受け継ぐことになりました。しかしその後政治運動により、法学教育は低潮期に入ることになりました。1952年の“司法改革”運動により、各大学は法学部と政治学部を合併し政法学部を作ることになり（中国では“院系調整”という）、政法教育が伝統

中国の法学教育と司法試験制度改革について

的な法学教育を代替することになりました。つまり、この時期大学の法学教育の主な目的は“政法理論を有する人材を育成すること”でした。この時期、政治運動の“積極分子”（活躍者）といわれる農民、労働者、軍人が大量に司法機構に配属されることになり、中国の大学法学教育は実質的には本来の機能とは違う方向へ行くことになりました。法律教育機構の合併と法律教育を受けていない者を大量に司法機関に受け入れることにより、中国法学教育は法律職業との関連性を失ってしまいました。つまり、弁護士等の法律関連職業を全部政府機関の公務員が勤めることになり（行政化）、法学教育は実質的に法律職業教育を行う意味を失いました。実際、上記の体制は今も中国の法学教育の発展にいろいろな影響を及ぼしています。

3) 1978年の改革開放以降、中国の法学教育は大きな発展を遂げました。例えば、1977年（中国全土で大学統一試験が復活）、全国に法学部がある大学が3箇所（北京大学、吉林大学、湖北大学）しかなく、在学している法学部生も200人前後でしたが、2008年には法学院が651箇所、法学部在学学生総数は76万人に達しました。今、中国では正規大学だけではなく、司法部門、行政部門が設立した非正規教育機関——裁判官学院、検察官学院、行政学院、政法管理幹部学院、公安警察学院、司法学校、司法訓練センター及び各成人教育大学、通信教育大学、夜間大学、法律専門学校なども法学教育（学位授与）を行っています。

4) 中国の大学法学教育の問題点について

(1) 法学教育目標と方法に関する問題：今まで、中国の大学の法学教育は、法学の教育研究を通じて、高度な法的思考力及び豊かな対話能力を持つ人材の育成と、社会発展に必要な应用型法律職業専門人材を養成することをその目標にしてきました。つまり、中国の法学教育は法学思考力を有する者の育成と裁判官、検察官、警察官、弁護士などの法律職業専門人材の養成をその主な目的としてきました。しかし、最近司法試験の認知度が高まるにつれて、中国の大学の法学教育は、“司法試験の

ために奉仕する”方向へ変わりつつあります。2008年から始まった司法試験受験資格の拡大（本科在學生、つまりまだ「卒業」していない者も受験可能）により、多くの大学法学院は教育目標をどこに置くべきかの問題に直面しました。有名な大学の法学院は知名度が高いので、教育目標をそのままにしても学生募集にはそんなに影響がないので安泰ですが、知名度が低い大学の法学院（特に地方の大学の法学院）にとっては存続にかかわる問題であり、司法試験対策を第一に考えざるを得ませんでした。現在、多くの地方大学法学院が司法試験予備校化されていることは、もう公然の秘密になりました。例えば、法学本科の授業が、前年度の司法試験問題を中心に展開されている、或は法学本科3年次学生の多くが、授業をさぼったり、授業中に司法試験勉強をするという状況が発生し、法学本科3年次の教育が正常に行えないという状況が生じています。それと、授業中法律の原則や条文の解釈、案例分析について重点的に講義するが、その背後にある価値観や社会観念、法律道徳（素養教育）などの内容については除外しているのが現状です。

(2) 法学教育主体の問題：現在、中国の法学教育は主に法律専門学校、本科大学法学院（双学位含む）及び大学院法学研究科が担当していますが、これらの正規教育機関以外に上記で述べている裁判官学院や成人教育大学、通信教育大学、夜間大学等非正規教育機関も法学教育を行っています。学生募集の面でも、法学正規生以外、自費生、委託生等が存在しています。それにより、各法学教育機関の人材育成目標や人材育成標準が異なり、教育の質に大きな影響を及ぼしています。

(3) 学生募集規模の問題：現在中国の多くの大学は学生募集規模をどんどん増やしています。しかし、学生募集規模の拡大により、全体の人材育成の質の低下を招く恐れがあるのではないかと心配している声もあります。確かに法学専門講師や図書資料等教育資源が整っていないにも関わらず、募集人数を増やして、結果的に卒業生の法学基礎知識の低下を招いたり、実践能力や法律思考能力が欠如する学生が増えたりする等

の問題が発生しているのも事実です。

(4) 新規卒業生の就職問題：中国社会科学文献出版社の《2012年中国大学生就職調査報告書》によると，“2011年末まで，全国2093の大学（1247専攻，31の省区市）の当年度新規卒業生就職率は82.1%”で，卒業後半年経っても10万人前後の新規卒業生が“まだ無職状態”でした。2002年から，中国で法学本科生の就職率が新規卒業生の平均就職率を下回り，就職難に陥りましたが，それ以降も毎年10万人を超える法学専攻卒業生を排出し，ついに2010年度新規卒業生失業率の高い学部トップ10に法学部が第6位（13.2%）でランクインされました（麦可思会社《2011年中国大学就職統計ランキング》）。

《中国新聞網》が，2017年新規卒業生93420人に対して調査を行ったところ，就職を希望する者が73.5%，国内進学を希望する者が6.3%（前年度は16.5%），海外留学を希望する者が3.4%（前年度は4.8%）という結果が現れましたが，新規大学生を受け入れる職場がどのくらい確保されているかはまだ未知数であります。

二、中国司法試験制度について

1. 中国人民弁護士制度：1949年，中国政府は国民党の弁護士制度を廃棄し，人民弁護士制度を設立しました（法的根拠：《中華人民共和国憲法》（1954年9月20日公布）第76条“被告人は弁護人を依頼する権利を有する”）。1955年中国政府は81人の弁護士を集めて北京，上海，南京，武漢，瀋陽，哈爾濱等26の都市で人民弁護士制度を試行しました。その後，1957年6月に19の省，直轄市，自治区で人民弁護士制度を正式に施行しました（弁護士協会も設立。この時，中国全国には817の法律顧問処があり，弁護士2572人，兼任弁護士350人が在籍）。しかし，1957年年末から始まった政治闘争中，多数の弁護士が“右派分子”と批判されたことで，人民弁護士制度も廃止されました。

2. 国営弁護士事務所：1978年，中国政府は，司法弁護や法律支援など

の業務のために法律顧問処（司法部に帰属）を復活させました。そして、1984年8月に法律顧問処の名前を弁護士事務所に変更しましたが、国营性質は変えませんでした。つまり、この時期中国には個人が運営する弁護士事務所はなく、司法弁護や法律支援などの業務は、すべて政府司法部部門の一部署である弁護士事務所の職員が担当してきました。この職員達が弁護士事務所に配属されたのは、あくまでも政府の行政指令であり、必ずしも彼らが“法律に詳しいとか或は専門的な法学教育を受けている”等の理由ではありませんでした。このような制度により、この時期中国の弁護士職業は完全に行政化されました。

3. 中国司法弁護士制度の確立：1992年、中国政府は司法改革を行い、弁護士事務所の個人運営を認可しました。この年に弁護士事務所は司法部から独立し、共同或は個人が運営する法律仲介組織に変わりました。これにより中国では司法弁護士制度が確立されることになりました。2016年末の統計によりますと、現在中国には弁護士資格を持っている弁護士が29.7万人（登録弁護士）おり、そして弁護士事務所が2.4万箇所あります。

4. 弁護士資格の取得方法：

1980年から1986年までは、省、自治区、直轄市司法庁の認可を経て弁護士資格を取得する認可制度を採用しましたが（18歳以上の中国公民）；1986年以降は全国統一の《弁護士資格試験》を通じて弁護士資格を取得する試験制度を導入しました。

2002年から中国政府は《弁護士資格試験》、《裁判官資格試験》、《検察官資格試験》を一本化した全国統一の《国家司法試験》を通じて資格を取得する司法資格制度を採用しています。つまり、今中国で弁護士、裁判官、検察官、公証員になるためには、この《国家司法試験》に合格し職業資格を取得しなければなりません。

5. 《国家司法試験》：今、《国家司法試験》は中国司法部の主導の下で（最高人民法院、最高人民検察院が協力）行われています。試験内容は、

中国の法学教育と司法試験制度改革について

憲法、法理学、司法制度と法律職業道德、法制史、经济法、国際法、国際私法、国際经济法、刑法、刑事訴訟法、行政法と行政訴訟法、民法、民事訴訟法と仲裁制度、商法（14課目）；試験の総得点は600点で合格点は360点（一部地域315点）です。試験日は毎年9月で、結果発表は11月です。少数民族は自分の言語で受験可能です。

受験者資格については、“中国国籍で、高等学校（即ち高等教育機構）法律専攻の本科を卒業し、又は高等学校非法律専攻の本科を卒業し、かつ、法律の専門知識を有する者”は受験可能と規定されています。そして、(1)特定の地域（例えば少数民族地域）に対しては緩和措置（2008年以前においても存在している）をとる；(2)本科卒業予定者は、在学中（4年次）受験可能（2008年の司法試験から開始）；(3)国が認める本科学位取得者は受験可能（成人教育等非正規大学で学士学位を取得した者も含む）と特別に規定されています。

6. 《法律職業試験》：今の国家司法試験が、中国社会の需要に合わないところが多いことから、中国政府は、また司法改革を行い“2018年から新しい《法律職業試験制度》を導入する”ことにしました。その主な改革内容をまとめてみると下記の通りです。

1) 従来は司法試験は、裁判官、検察官、弁護士、公証員資格を対象にしていますが、来年からは裁判官、検察官、弁護士、公証員だけでなく、法律顧問、仲裁員（法律類）及び政府機関の行政処罰決定審査員、行政復議審査員、行政裁決員などの職業もその対象になりました。そして、“立法機関に勤めている立法関係者やその他の行政法律執行機関に勤めている者、法学教育研究者等も法律職業資格試験に参加し、職業資格を取得することを進める”と規定しています。

2) 受験者条件については、従来は司法試験では“大学本科学歴取得者であれば受験可能”と決められており、正規大学卒だけでなく、司法部門と行政部門が設立した裁判官学院、検察官学院、行政学院、政法管理幹部学院、公安警察学院、司法学校、司法訓練センター及び各種通信教

育大学、夜間大学等非正規大学の卒業生もその範囲に入ることになっていましたが、今後の法律職業試験では、“全日制法学類本科大学学歴取得者（法学学士學位取得者）及びそれ以上の學位を持っている者；或は全日制本科大学非法学類学歴取得者（学士學位取得者）及びそれ以上の學位を持っている者で、同時に法律修士、法学修士或はそれ以上の學位を有する者；或はその他の相応する學位取得者で3年以上法律関連仕事に従事した者”と定められています。

3)試験科目数（14課目）には変化がないですが、試験形式、内容等の面で大きな変化があると予想しています。つまり、今までの理論知識重視から案例分析重視へと変わると予測していますが、そうなる場合、むしろ、司法試験対応教育の促進により法学教育の本来の目的が損なわれる可能性が懸念されています。

この改革により、来年から司法試験の受験者条件は本科大学法学学士学歴取得者となり、中国の法学教育にはある程度いいことではないかという意見もありますが、法律職業教育を正規大学に一本化するかどうかについてはまだはっきり決まっていないので、この点は今後解決すべき問題であると思っております。

三、中国の法学教育改革とその課題

現在中国の大学法学教育は多くの問題に直面していますが、その中で、中国社会はどんな法律人材を求めているか、どのようにして法学教育と法律職業が分離されている問題を解決するか、どのようにして社会の需要に合う人材を育成するか等の問題が一番多く議論されていると思っております。

1.現在、中国社会は市場経済の発展とともに、大きな変化を遂げています。国内だけでなく、国際的な政治、経済、文化交流活動が以前より増えており、それによって以前とは違う社会関係が現れております。つまり、現在の中国社会は、以前と比べてもっと多い法律人材を求めている

中国の法学教育と司法試験制度改革について

ると同時に、国際的な問題に対応できる法律人材も求めているのは確かなことです。其のために、法学教育は法律実務基礎科目だけではなく、世界に通用する応用型、複合型の法律人材の育成を視野に入れておかなければなりません。

本法学院は、現在法学教育の目標を“司法試験に対応するための総合的素質及び職業能力を学生に備えさせ、法律人材を輩出すること、ハイレベルの法学研究者を養成すること”にしております。そのために、本法学院は2014年9月に弁護士学院を設立し、弁護士育成と弁護士職業訓練に力を入れています。これは、ますます厳しくなる中国の法学教育環境の中で、生存をかけた選択ともいえます。地域に密着して地域に必要な人材を育成することは、地方の大学法学院としては、賢明な判断と言いたいところですが、司法試験を法学教育の品質を測る尺度であることを強調することには意味が無いと反対意見を述べる講師がいるのも事実です。

2. 現在、中国の法学人材育成部門には、法律専門学校、本科大学、大学院などの正規教育機構以外に司法部門、行政部門が設立した非正規教育機関も含まれています。

1) 法律学科の性質から見ると、法律専門学校は学習時間数等の問題で、法律人材育成に合わない場合が多く、法学人材素質の低下を招く恐れがあるので、法学人材育成部門から外すべきという議論が行われています。つまり、今後の法学人材育成部門を大学本科と大学院に絞り、大学本科段階では、司法実務に従事する実践型人材育成に重点を置き、大学院段階では、研究型人材育成に力を入れるべきという意見が多数を占めています。

2) 現在、中国司法部門と行政部門が設立した裁判官学院、検察官学院、行政学院、政法管理幹部学院、公安警察学院、司法学校、司法訓練センター及び各種通信教育大学、夜間大学等非正規大学も法學學歷教育を行っていますが、このような教育機関の法学教育を法學學位教育から法律職

業訓練教育或は法学継続教育に変えるべきであるという意見が出されています。法学の専門性やハイレベルの法学人材を求める現在社会状況からみると、このような意見はある程度正しいのではないかと考えております。

3. 法学人材育成方法の改革について

1) 現在、中国の法学教育の目標は、社会発展に必要な応用型法律専門人材を育成することです。つまり、中国の法学教育は立法機関、行政機関、司法部門及び法律監督部門に優秀な法律人材を送るためでもあります。企業や国民のために働く弁護士や国際的な業務をこなせる渉外法律人材を育成するためでもあります。そのために、中国法学教育は法律職業教育にもっと力を入れるべきであると考えております。法律知識の伝授だけではなく、法律機能訓練や法律意識（素養）の向上に必要な内容を多く授業に取り入れるべきであると考えております。学生達の知識面を広めるために、本法学院は法学専門の主干課目と基本課目以外、哲学、経済学、社会学、心理学等の科目を選修科目として開設することを講師達に勧めています。

2) 法学教育方法についてですが、現在本法学院は従来の知識伝授から司法実践機能育成へと教育方法を変えようと試みています。つまり、理論的な内容の授業を少し減らし、その代り案例分析や法廷傍聴、模擬法廷授業等の方法を取り入れて、学生達の実践能力を高めようとしています。現在、本法学院は裁判官、検察官、警察官、弁護士と連携して、講演会を開いたり、施設見学、授業討論等を積極的に授業に取り入れるようにしております。

3) 法学講師育成についてですが、現在本法学院には法律実務経験が浅い講師が多いので、実務部門の経験者を招いて交流会を行ったり、講師を裁判所、検察院などに派遣して、一定期間（半年或は1年間）勤務するようにしております。

お わ り に

私見ですが、法律職業教育も重要ですが、「法律的に物事を考える力」のある人間を作ることがもっと重要ではないかと思っております。つまり、社会全般の人々の法律意識、法律素質を向上させるためには、法学教育は必要不可欠的存在であり、それこそが法学教育の一番重要な目的ではないかと考えております。

中国社会がどんな法律人材を求めているか、どのようにして社会の需要に合う人材を育成するか等の問題は、現在中国法学教育が直面している重要な研究課題であり、もちろん本法学院が向き合っていかなければならない問題でもあります。そのため本法学院は、新しい教育方法を取り入れたり、社会と連携して研究を行ったりしています。問題はまだまだたくさんありますが、社会の変化に対応し、課題解決に向けてひたむきに努力を続けている所存です。今日も日本と韓国の皆様からいろいろ学んでおきたいという気持ちでこのシンポジウムに参加いたしました。今後ともよろしく願いたします。

【参考】

《律师公证制度与实务》，法律出版社 2014年

《律师法学》，法律出版社 2014年

《中国教育报》，2016年04月08日

中国教育部：《2016年中国大学教育調査報告》

中国社会科学文献出版社：《2012年中国大学生就職調査報告書》